



JASDAQ

平成 25 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・テイスト
代 表 者 名 代表取締役社長 稲吉 史泰
(JASDAQ・コード番号 2694)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 岩崎 友也
(TEL. 022-762-8540)

支配株主である株式会社ジー・コミュニケーションによる当社普通株式等に対する
公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、以下のとおり、株式会社ジー・コミュニケーション(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)に対する 1 株当たりの買付価格を 31 円、当社第 1 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)1 個当たりの買付価格を 1 円、当社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)1 個当たりの買付価格を 4,399,241 円とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について中立の立場をとることとし、また、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、本公開買付けへの応募については株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねることを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 公開買付者の概要

(1)名称	株式会社ジー・コミュニケーション	
(2)所在地	愛知県名古屋市中区菟野通一丁目8番地1	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役	杉本 英雄
(4)事業内容	グループホールディングス会社 コンサルティング事業	
(5)資本金	3,754百万円	
(6)設立年月	平成9年6月5日	
(7)大株主及び持分比率 (平成25年2月15日現在)	株式会社クックイノベーション 68.18% 株式会社フーディーズ 16.22% パインクレスト・アセット・マネジメント合同会社 5.93% 自分未来アソシエ株式会社 5.17% 株式会社コムネットバンク 1.44%	
(8)当社と当該会社との間 の関係	資本関係	公開買付者は、当社普通株式32,960,017株(当社の第54期第3四半期報告書(平成25年2月14日提出)に記載された平成24年12月31日現在の当社発行済普通株式総数74,364,376株に対する割合44.32%(小数点以下第三位四捨五入))を所有しております。
	人的関係	公開買付者は、当社に対して、公開買付者の代表取

		締役である杉本英雄氏並びに公開買付者の取締役である川上一郎氏及び稲角好宣氏の3名を取締役として、公開買付者の監査役である佐藤加代子氏の1名を監査役として派遣しております。
	取引関係等	公開買付者は、コンサルティング業務として、当社の銀行借入等に対して債務保証及び担保提供を行っております。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は当社の親会社であり、関連当事者に該当します。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の当社取締役会において、後記(2)に記載の根拠及び理由に基づき、後記のとおり、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、本公開買付けへの応募については株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねることを決議致しました。

また、本公開買付けの内容の詳細につきましては、公開買付者作成の別紙「本公開買付けの詳細」及び本公開買付けの開始日に公開買付者から提出されます公開買付届出書をご参照下さい。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、当社普通株式32,960,017株(当社が平成25年2月14日に提出した第54期第3四半期報告書(以下「当社第54期第3四半期報告書」といいます。))に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数74,364,376株に対する所有割合にして44.32%(小数点以下第三位四捨五入)を所有する当社の親会社です。

この度、公開買付者は、公開買付者及びその子会社(以下「公開買付者グループ」といいます。))のスポンサーとして、株式会社神戸物産(以下「神戸物産」といいます。))を選定し、公開買付者は、本日、神戸物産との間で、後記②(b)イ記載の内容を含むスポンサー契約(以下「本スポンサー契約」といいます。))を締結したとのことです。本スポンサー契約に基づいて行われる後記②(b)ウ記載の公開買付者による第三者割当及び本株式交換(後記にて定義します。))を通じて、株式会社クックイノベンチャー(以下「クックイノベンチャー」といいます。なお、クックイノベンチャーは、株式会社クックイノベンチャー役員持株会と神戸物産が資金を拠出している会社であり、その議決権比率はそれぞれ81.1%と18.9%です。またその役員は、公開買付者グループ側から派遣された取締役4名並びに神戸物産側から派遣された取締役1名及び監査役1名により構成されます。))は、最終的に公開買付者株式の100%を取得し、公開買付者はクックイノベンチャーの100%子会社となるとのことです。他方で、公開買付者は、上場会社である当社の発行済株式の44.32%を所有するいわゆる持株親会社(ホールディングカンパニー)であるため、クックイノベンチャーが公開買付者の株式の過半数を取得することとなる場合には、実質的には当社の「株券等の買付け等」を行っているものと同視される余地もあるものと考えられるとのことです。そのため、公開買付者は、後記②のとおり、公開買付規制の趣旨及び金融庁による「株券等の公開買付けに関するQ&A」(以下「金融庁Q&A」といいます。))に

鑑み、当社の株主の皆様に対して、公開買付者が保有する当社普通株式の1株当たり評価額30.6円(小数点以下第二位四捨五入。以下「本当社普通株式1株当たり評価額」といいます。)と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するため、当社の発行済普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てを対象として、本公開買付けを実施することにしたとのことです。なお、本公開買付けにおいては、前記公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、買付予定の株券等の数(以下「買付予定数」といいます。)に上限を設定しておらず、また、下限についても設定されておりません。

但し、公開買付者によれば、後記のとおり、当社普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債のいずれについても、本公開買付けにおける買付け等の価格は、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であるところ、当社普通株式については、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前営業日である平成25年2月14日の当社普通株式の株式会社大阪証券取引所(以下「大証」といいます。)JASDAQスタンダード(以下「JASDAQ市場」といいます。)における普通取引終値41円に対して24.39%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去1ヶ月の普通取引終値の単純平均値43円(小数点以下四捨五入)に対して27.91%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去3ヶ月の普通取引終値の単純平均値39円(小数点以下四捨五入)に対して20.51%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去6ヶ月の普通取引終値の単純平均値36円(小数点以下四捨五入)に対して13.89%(小数点以下第三位四捨五入)と大幅にディスカウントした価格(31円)となること、本新株予約権については、買付け等の価格を1円としていること、本新株予約権付社債については、額面金額(15,000,000円)から70.7%(小数点以下第二位四捨五入)ディスカウントした価格(4,399,241円)となることから、公開買付者としては、これらの普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債のいずれについても、本公開買付けに多数の応募がなされることは基本的に想定しておらず、また当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。

② 本公開買付けを実施するに至った経緯及び本公開買付けを実施する理由

(a) 当社及び公開買付者の概要

当社は、昭和34年11月に設立された、仙台平禄、とりあえず吾平を中心とする多業態の直営及びFC展開事業等を営む会社であり、公開買付者はその発行済株式総数の44.32%を所有する、当社の親会社です。

一方、公開買付者は、平成6年6月創業、平成9年6月設立のグループホールディングカンパニー・コンサルティング事業を営む会社であり、公開買付者グループは、国内外1,000店舗のネットワークを最大限活用し、主力である外食事業の活性化を図ると同時に、創業の理念である共存共栄の精神で事業に取り組んできたとのことです。

(b) 公開買付者グループにおけるスポンサー選定手続の概要

ア スポンサー選定の経緯

公開買付者によれば、平成24年8月31日、公開買付者の発行済株式の約51%を所有し公開買付者の

親会社であった株式会社フーディーズが、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことに加え、その他の公開買付者の主要な株主のうち、発行済株式の約21%を所有していたNISグループ株式会社及び約13.5%を所有していた株式会社C&I Holdingsがいずれも民事再生手続を遂行しており、同じく約4.5%を所有していた株式会社コムネットバンクも清算手続を遂行している状態にあるため、公開買付者の株式の処分如何によって、議決権その他の株主権が適切に行使されない状況となるおそれがあったとのことです。さらに、公開買付者及び公開買付者の子会社のうちの数社は、現在、具体的な破綻懸念があるわけではないものの、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼しており、金融債権者においても、公開買付者の株主関係の整理・安定の実現が最大の関心事となっていたとのことです。

公開買付者によれば、以上の経緯から、公開買付者の株式については、早急にその処理を行う必要があり、またスポンサーが公開買付者の株式の全てを取得して、新たに公開買付者グループの事業経営の主体となり、かつ、公開買付者グループの金融負債についても、早期に整理・正常化が可能であることが必要となっていたとのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、平成24年11月中旬頃から平成25年1月下旬頃まで、公開買付者グループのスポンサーを選定する入札手続を実施したところ、神戸物産を含む11社が応札し、公開買付者は、各社からの提案内容、特に公開買付者の既存株主からの株式取得価格(その評価の適切性を含む。)、提示されたスキームの適切性に加えて、当該スキームの実現可能性(資金調達の実現性を含む。)を総合的に検討した結果、神戸物産が提示した公開買付者の既存株主からの株式取得価格の優位性・妥当性・資金調達可能性、公開買付者株式の100%取得に関するスキームの適切性・実現可能性に加え、同社の提示した支援のパッケージは、公開買付者グループ全体の金融負債の早期の整理・正常化を図ることについて神戸物産が支援することを内容に含むものであり、金融債権者間の公平性を損なわない形でグループ全体の金融負債・金融環境を早期かつ抜本的に整理・改善できるものであったことや、同社と公開買付者グループとの間において事業上のシナジーが相当程度見込めること等から、神戸物産が公開買付者グループのスポンサーとして最もふさわしく、神戸物産の支援のもとで、公開買付者グループにおける事業の抜本的改革を実行し、また公開買付者グループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図った上で、公開買付者グループの事業を推進していくことが、公開買付者グループの企業価値向上のために必要であり、また最善の策であると考えに至り、公開買付者は、本日付で、神戸物産との間で、後記イ記載の内容を含む本スポンサー契約を締結したとのことです。

イ 本スポンサー契約の概要

公開買付者によれば、本スポンサー契約の概要は、以下のとおりとのことです。

(ア) 公開買付者がその株主関係の整理・安定化を図ること並びに公開買付者グループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図ることを、神戸物産が支援すること

(イ) 上記(ア)の支援の一貫として、クックイノベンチャーに対し、公開買付者が発行済株式総数に対する所有割合にして 68.18%(小数点以下第三位四捨五入)にあたる普通株式を発

行し、その後に行われるクックイノベンチャーを株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする現金対価株式交換を通じて、公開買付者がクックイノベンチャーの100%子会社となること(一連の手続を併せて以下「公開買付者 100%子会社化手続」といいます。)

(ウ) 上記(イ)の公開買付者 100%子会社化手続の実施に当たり、法令等により必要とされる場合には、公開買付者は、その上場子会社である当社、株式会社さかい(以下「さかい」といいます。)及び株式会社ジー・ネットワークス(以下「ジー・ネットワークス」といいます。)の株券等に対する公開買付けを行うよう努めることの確認

(エ) 公開買付者グループ全体の金融負債を金融債権者間の公平性を損なわない形で早期に整理・正常化し、またスポンサーである神戸物産との関係を強化する観点から、公開買付者が、当社、さかい及びジー・ネットワークスをして神戸物産に対する新株予約権付社債を発行させること

ウ 本スポンサー契約に基づく公開買付者並びに公開買付者の上場子会社である当社、さかい及びジー・ネットワークスによる本件取引の実施

本スポンサー契約の内容を踏まえ、公開買付者並びに上場子会社である当社、さかい及びジー・ネットワークスは、以下の手続(これらの手続を併せて以下「本件取引」といいます。)を実施し又は実施する予定です。

(ア) 公開買付者による普通株式の発行

公開買付者によれば、公開買付者 100%子会社化手続の一貫として、公開買付者は、平成25年1月31日付で、以下に記載の内容で、公開買付者の普通株式 30,531,250 株を発行する第三者割当の実施を決定したとのことです。

発行新株式数	: 30,531,250 株
払込金額の総額	: 30 億 625 円(1 株につき 98.26 円)
払込期間	: 平成 25 年 2 月 15 日から同月 28 日

公開買付者によれば、クックイノベンチャーから同年 2 月 14 日付で申込みが実施されたことを受け、公開買付者は同月 14 日付で、クックイノベンチャーに対し、割当ての通知を行い、クックイノベンチャーから同月 15 日付で払込みが実施されたことから、公開買付者は、クックイノベンチャーに対して同日付で普通株式 30,531,250 株を発行したとのことです。これにより、クックイノベンチャーは公開買付者の普通株式 30,531,250 株(公開買付者の発行済株式総数 44,780,250 株に対する所有割合にして 68.18%(小数点以下第三位四捨五入))を所有する、公開買付者の親会社となったとのことです。

(イ) 現金対価株式交換

また、同じく公開買付者 100%子会社化手続の一貫として、公開買付者は、本日付で、平成 25 年 3 月 19 日を効力発生日とし、クックイノベンチャーを株式交換完全親株式会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする現金対価株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施することとし、クックイノベンチャーとの間で株式交換契約を締結したとのことです。なお、本株式交換の対価については、普通株式 100 株につき、金 9,826 円の割合をもって金銭(1 円未満の端数切り捨て)を交付するとのことです。本株式交換の効力が生じると、公開買付者はクックイノベンチャーの 100%子会社となります。

(ウ) 公開買付者による当社、さかい及びジー・ネットワークスに対する公開買付けの実施

公開買付者は、後記(c)記載のとおり、公開買付規制の趣旨及び金融庁 Q&A に鑑み、上場子会社である当社、さかい及びジー・ネットワークスの株券等に対する公開買付けを行うことを決定したとのことです。各公開買付けの詳細については後記(c)及び(5)をご参照下さい。

(エ) 当社及び上場子会社 2 社による新株予約権付社債の発行

さらに、前記イ(エ)に記載のとおり、神戸物産による公開買付者グループ支援の一貫として、当社及び公開買付者の他の上場子会社であるさかい及びジー・ネットワークスは、本スポンサー契約に基づき、本日付で、神戸物産に対してそれぞれの新株予約権付社債を発行する第三者割当の実行を決定し、それぞれ同日付で有価証券届出書を提出致しました。当該新株予約権付社債の発行の詳細については、当該各有価証券届出書並びに当社、さかい及びジー・ネットワークスがそれぞれ本日付で別途開示している「第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社の当該第三者割当による当該新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は 34,285,713 株であり、当社第 54 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 74,364,376 株に対して最大で 46.11%(小数点以下第三位四捨五入)の希薄化が生じる可能性があります。

(c) 本公開買付けの実施

ア 本公開買付けを実施する理由及び本公開買付けの実施の決定

以上のとおり、神戸物産及び公開買付者は、本スポンサー契約において、公開買付者 100%子会社化手続により、クックイノベンチャーが公開買付者株式の 100%を取得することで合意したとのことです。

他方で、前記のとおり、公開買付者は上場会社である当社の発行済株式の 44.32%を所有するいわゆる持株親会社(ホールディングカンパニー)であることから、公開買付者 100%子会社化手続により、クックイノベンチャーが公開買付者の株式の過半数を取得することとなる場合には、実質的には当社の「株券等の買付け等」を行っているものと同視される余地もあるものと考えられるため、公開買付者は、本日付の公開買付者の取締役会において、公開買付規制の趣旨及び金融庁 Q&A に鑑み、公開

買付者100%子会社化手続と併せて、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するため、公開買付者から当社に対する買付予定数の上限を定めない本公開買付けを実施することとしたとのことです。また、本公開買付けにおいては、買付予定数に下限も設定しないとのことです。したがって、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです(本公開買付けにより当社普通株式が上場廃止となる見込み及びその理由については、後記(3)をご参照下さい。)

なお、公開買付者は、本公開買付けの撤回事由については金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合とするとのことです。

イ 本公開買付けにおける買付け等の価格

(ア) 当社普通株式の買付け等の価格

公開買付者によれば、本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格は、公開買付規制の趣旨及び金融庁 Q&A に鑑み、公開買付者 100%子会社化手続における公開買付者株式の評価に際して、公開買付者が保有する当社普通株式 1 株当たりの評価額とされた金額と同額以上の価額としているとのことです。

すなわち、前記のクックイノベーションによる公開買付者の普通株式 1 株当たりの引受価額(1 株当たり 98.26 円)は、神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき神戸物産による公開買付者が保有する当社及び他の上場子会社 2 社の株式の評価額を含めた公開買付者株式の評価額を第三者割当増資前の公開買付者の発行済株式総数で除した金額 98.26 円(以下「公開買付者株式 1 株当たり評価額」といいます。)と同額としているとのことです。また、本株式交換における、公開買付者の既存株主が保有する普通株式 1 株に対して交付する対価の額(普通株式 100 株につき金 9,826 円)は、公開買付者株式 1 株当たり評価額と同額としているとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していないとのことです。

神戸物産によれば、公開買付者株式 1 株当たり評価額は、平成 24 年 9 月 30 日時点の公開買付者の資産及び負債の簿価を基準とし、主に次の加減算要素に基づく一定の調整を加えた上で、算定された純資産額を同日時点の発行済株式総数(公開買付者の自己株式の数を除く。)で除して算出しているとのことです。すなわち、神戸物産によれば、固定資産については換価可能性等を踏まえた減額を行い、公開買付者が保有する非上場の関係会社株式については各社の簿価純資産額を基準に評価を修正し、公開買付者が保有する当社普通株式については、1 株当たり約 30.6 円(小数点以下第二位四捨五入)、さかいの株式については、1 株当たり約 61.9 円(小数点以下第二位四捨五入)、ジー・ネットワークスの株式については、1 株当たり約 61.4 円(小数点以下第二位四捨五入)と評価しているとのことです。

神戸物産によれば、当社、さかい及びジー・ネットワークスの株式の評価については、原則として各社の株式の市場価格をその評価の基準とした上で、公開買付者が保有する各株式数の各社発行済株式総数に対する比率の高さ及び市場需給とのバランスを踏まえると、上場

株式である当社、さかい及びジー・ネットワークスの株式については、その処分方法が限定され、また必要となる手続コストや売却機会コストを考慮する必要があること、前記のとおり、公開買付者及び公開買付者の子会社のうちの数社において、現在、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼している状態にあること及び公開買付者が上場子会社3社を含む公開買付者の子会社の金融負債について保証を行っていることも踏まえると、公開買付者及び上場子会社3社を含む公開買付者の子会社の金融負債全体の一体的な整理・正常化を行う必要があり、それに伴い、処分の時期が限定され、早期処理の必要性があること等の事情を総合的に考慮し、平成24年7月1日から平成24年9月30日までの、JASDAQ市場又は株式会社東京証券取引所市場第二部における各社株式の終値単純平均の85%として算定したとのことです。

公開買付者によれば、以上を踏まえ、普通株式の買付け等の価格は1株当たり31円としたとのことです。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円は、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前営業日である平成25年2月14日の当社普通株式のJASDAQ市場における普通取引終値41円に対して24.39%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去1ヶ月の普通取引終値の単純平均値43円(小数点以下四捨五入)に対して27.91%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去3ヶ月の普通取引終値の単純平均値39円(小数点以下四捨五入)に対して20.51%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去6ヶ月の普通取引終値の単純平均値36円(小数点以下四捨五入)に対して13.89%(小数点以下第三位四捨五入)のディスカウントをした金額となるとのことです。

(イ) 本新株予約権の買付け等の価格

本新株予約権については、当社の使用人に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、当社を退職したときに限り権利行使できるとの条件が設けられております。また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡(本公開買付けにおける売付けを含みます。)するには、当社取締役会の承認を要するものとされております。公開買付者によれば、当該条件及び当該譲渡制限により公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使することができないと解されることから、本新株予約権の買付け等の価格は1個当たり1円としたとのことです。

(ウ) 本新株予約権付社債の買付け等の価格

公開買付者によれば、本新株予約権付社債は、本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格31円を基準に、普通株式に換算した価格が当社普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格31円に、額面金額である15,000,000円を、本新株予約権付社債の転換価額である105.7円で除して算出される数値(141911(小数点以下切り捨て))を乗じた金額である4,399,241円(小数点以下切り捨て)を、本新株予約権付社債1個当たりの買付け等の価格としたとのことです。

(d) 本公開買付け後の当社の経営方針

公開買付者によれば、本公開買付け後の経営方針については、本公開買付け及び公開買付者100%子会社化手続の完了後において、神戸物産とも協議の上、公開買付者グループの再編等も視野に入れた公開買付者グループ事業の抜本的改革を実行し、また、公開買付者グループ各社の既存借入れのリファイナンスを含めた金融負債の早期の整理・正常化を図ることも想定しているとのことですが、当該方針は、公開買付者100%子会社化手続完了後のビジネス環境、各子会社の意向等の種々の要素を慎重に見極めた上で決定する必要があることから、現時点で確定している事実はないとのことです。

③ 本公開買付けに対する意見

以上のとおり、本公開買付けは公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものとのことです。

当社取締役会は、本公開買付けに関して当社の意見を表明するに当たり、本公開買付けの目的(本公開買付けを実施する理由)、手続、買付け等の価格、本公開買付けに関するその他の諸条件について、慎重に協議及び検討を行った結果、本日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(取締役6名中、出席取締役3名)の全員一致により、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的並びに手続及び本公開買付けのその他の諸条件は公正であるものの、本公開買付けにおける買付け等の価格は、前記のとおり、当社普通株式については、平成25年2月14日のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値のいずれに対しても大幅にディスカウントを行った金額となること、本新株予約権については買付け等の価格を1円としていること、本新株予約権付社債については額面金額から大幅にディスカウントした価格となることから、当社として本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、当社において本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保すべきであり、本公開買付けに対する応募については株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねるべきであると判断致しました。

以上により、当社は、本日開催された当社取締役会において、本公開買付けについて中立の立場をとること、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、本公開買付けに対する応募については株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねることを、決議致しました。

(3) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社普通株式は、現在、JASDAQ市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、大証の定める上場廃止基準に従って、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。なお、上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQ市場において取引することができなくなります。但し、前記のとおり、本公開買付けは、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行うものであり、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。公開買付者は、今後、神戸物産との間で、当社の株券等の保有状況も含め、公開買付者グループ全体の在り方について検討することを想定しておりますが、本公開買付けの後、当社の株券等をさらに取得する定まった予定はないとのことです。

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、当社が公開買付者の子会社であることに鑑み、本公開買付けにおける買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下①及び②のような措置を実施しております。また、公開買付者及び当社においては、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、③に記載のとおり、他の買付者からの買付機会を確保するための措置を講じております。

① 当社における独立した社外役員による意見

当社は、平成25年2月2日に、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び本公開買付けと利害関係のない当社の社外監査役であり、大証に独立役員として届出をしている小松正美氏に対し、(a)本公開買付けの目的が公正なものといえるか、(b)本公開買付けの諸条件の公正性は確保されているか、(c)本公開買付けについて、当社の取締役会が本公開買付けについて中立の立場をとること、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねることを決議することは妥当か、(d)本公開買付けについて中立の立場をとることを含む当該決議をすることは少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかを諮問致しました。

小松氏は、前記諮問事項について、本公開買付けの目的(公開買付者が本公開買付けを実施する理由)、手続、買付け等の価格、その他の本公開買付けの諸条件、本公開買付けを含む本件取引により見込まれる当社の企業価値向上の具体的内容等、その他本公開買付けの背景等について説明を受けるとともに、本公開買付けに対して当社取締役会の行う意見表明等に関する決議について検討を行いました。

小松氏は、前記諮問事項について慎重に検討した結果、平成25年2月14日に、当社に対し、(a)本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評

評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的は公正である、(b)本公開買付けに係る手続は公正であり、本公開買付けのその他の諸条件は公正である、もっとも(c)本公開買付けにおける買付け等の価格については、前記のとおり、当社普通株式については平成25年2月14日のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値のいずれに対しても大幅にディスカウントを行った金額となること、本新株予約権については買付け等の価格を1円としていること、本新株予約権付社債については額面金額から大幅にディスカウントした価格となることから、当社として、本公開買付けについて中立の立場をとるべきである、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、当社において本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保すべきであり、本公開買付けに対する応募は株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねるべきである、(d)本プレスリリースを含む本公開買付けに関する各開示書類において、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであること並びに本公開買付けを含む本件取引の全体像を明らかにすることにより、少数株主の利益に配慮しようとしていること等、本公開買付け及び本公開買付けに対する当社取締役会の行う意見表明等においては、公正な手続・開示を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされていることも踏まえると、本公開買付けについて中立の立場をとることを含む前記決議をすることは少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるとする意見書を提出致しました。

② 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

前記のとおり、当社取締役会は本公開買付けに関して当社の意見を表明するに当たり、本公開買付けの目的(本公開買付けを実施する理由)、手続、買付け等の価格、本公開買付けに関するその他の諸条件について、慎重に協議及び検討を行った結果、本日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(取締役6名中、出席取締役3名)の全員一致により、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的並びに手続及び本公開買付けのその他の諸条件は公正であるものの、本公開買付けにおける買付け等の価格は、当社普通株式については本公開買付けに関する決定前の市場価格からは大幅にディスカウントした価格となること、本新株予約権については買付け等の価格を1円としていること、本新株予約権付社債については額面金額から大幅にディスカウントした価格となることから、当社として本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、

同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、当社において本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねることを決議致しました。

なお、当社の取締役のうち公開買付者の代表取締役を兼任している杉本英雄氏並びに取締役を兼任している川上一郎氏及び稲角好宣氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

また、当該取締役会に出席した監査役(監査役3名中、出席監査役2名)は、いずれも当社の取締役会が「本公開買付けについて中立の立場をとること、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねる」旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。また、当社の監査役のうち、公開買付者の監査役を兼務している佐藤加代子氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、当該取締役会の審議に参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

③ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者と当社は、対抗買付者が出現した場合に、当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

(5) その他

本公開買付けは、前記のとおり公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、公開買付者100%子会社化手続と併せて行うものであることから、公開買付者は、本公開買付けの開始と同時に、現在公開買付者の他の上場子会社であるさかい及びジー・ネットワークスの発行する普通株式についても、公開買付期間を平成25年2月18日から同年3月15日までの20営業日とする公開買付けを、それぞれ実施することとしたとのことです。各公開買付けの詳細については、公開買付者が提出する、さかい及びジー・ネットワークスの普通株式に対する各公開買付届出書をご参照下さい。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者と当社の株主との間において、本公開買付けへの応募に関する合意は特段存在しないとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

今後の見通しについては、前記2.(2)②(d)、2.(3)をご参照下さい。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、軽微です。

9. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針の適合状況

本公開買付けに対する意見表明等の決議は、当社の支配株主である公開買付者との取引等に該当します。当社は、当社と支配株主との取引については、一般の取引と同様の条件によることとし、重要性のある取引については、取締役会において取引の是非を決定しております。

本公開買付けに対する意見表明等についても、前記2.(2)③及び同(4)②のとおり、当社取締役会において、本公開買付けの目的(本公開買付けを実施する理由)、その他の本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った上、利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認を得て決定しているものであり、当社における少数株主の保護の方針に適合しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

前記2.(4)をご参照下さい。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

前記2.(4)に記載のとおり、公開買付者及び本公開買付けと利害関係がない当社の社外監査役であり、大証に独立役員として届出をしている小松氏は、平成25年2月14日に、当社に対し、(a)本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的は公正である、(b)本公開買付けに係る手続は公正であり、本公開買付けのその他の諸条件は公正である、もっとも(c)本公開買付けにおける買付け等の価格については、前記のとおり、当社普通株式については平成25年2月14日のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値のいずれに対しても大幅にディスカウントを行った金額となること、本新株予約権については買付け等の価格を1円としていること、本新株予約権付社債については額面金額から大幅にディスカウントした価格となることから、

当社として、本公開買付けについて中立の立場をとるべきである、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、当社において本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保すべきであり、本公開買付けに対する応募は株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねるべきである、(d)本プレスリリースを含む本公開買付けに関する各開示書類において、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであること並びに本公開買付けを含む本件取引の全体像を明らかにすることにより、少数株主の利益に配慮しようとしていること等、本公開買付け及び本公開買付けに対する当社取締役会の行う意見表明等においては、公正な手続・開示を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされていることも踏まえると、本公開買付けについて中立の立場をとることを含む前記決議をすることは少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるとする意見書を提出致しました。

(参考)公開買付者による買付等の概要

公開買付者作成の別紙「本公開買付けの詳細」をご覧ください。

以 上

別紙 本公開買付けの詳細

1. 公開買付者の概要

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 商号 | 株式会社ジー・コミュニケーション |
| (2) 本店所在地 | 名古屋市北区萩野通一丁目8番地1 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 杉本 英雄 |

2. 買付け等をする株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

平成21年8月1日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第1回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)

③ 新株予約権付社債

平成21年8月14日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)

3. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、平成25年2月15日現在、株式会社ジー・テイストの普通株式(以下「対象者株式」といいます。)32,960,017株(対象者が平成25年2月14日に提出した第54期第3四半期報告書(以下「対象者第54期第3四半期報告書」といいます。)に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数74,364,376株に対する所有割合にして44.32%(小数点以下第三位四捨五入))を所有する対象者の親会社であるところ、後記(2)②のとおり、公開買付者は、公開買付者及びその子会社(以下「公開買付者グループ」といいます。)のスポンサーとして、株式会社神戸物産(以下「神戸物産」といいます。)を選定し、公開買付者は、平成25年2月15日、神戸物産との間で、後記(2)②イ記載の内容を含むスポンサー契約(以下「本スポンサー契約」といいます。)を締結致しました。本スポンサー契約に基づいて行われる後記(2)ウ記載の公開買付者による第三者割当及び本株式交換(後記にて定義します。)を通じて、株式会社クックイノベーション(以下「クックイノベーション」といいます。なお、クックイノベーションは、株式会社クックイノベーション役員持株会と神戸物産が資金を拠出している会社であり、その議決権比率はそれぞれ81.1%と18.9%です。またその役員は、公開買付者グループ側から派遣された取締役4名並びに神戸物産側から派遣された取締役1名及び監査役1名により構成されます。)は、最終的に公開買付者株式の100%を取得し、公開買付者はクックイノベーションの100%子会社となります。他方で、公開買付者は、上場会社である対象者の発行済株式の44.32%を所有するいわゆる持株親会社(ホールディングカンパニー)であるため、クックイノベーションが公開買付者の株式の過半数を取得することとなる場合には、実質的には対象者の「株券等の買付け等」を行っているものと同視される余地もあるものと考えられます。そのため、後記(2)③のとおり、公開買付者は、公開買付規制の趣旨及び金融庁による「株券等の公開買付けに関するQ&A」(以下「金融庁Q&A」といいます。)に鑑み、公開買付者100%子会社化手続(後記(2)②イにて定義します。)と併せて、対象者の株主の皆様に対して、公開買付者が保有する対象者株式の1株当たり評価額30.6円(小数点以下第二位四捨五入。以下「本対象者株式1株当たり評価額」といいます。)と同額以上の価額にて、その所有する株券等(株式等についての権利を指します。以下同じです。)を売却する機会を提供するため、公開買付者は、対象者の発行済普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債

の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決定致しました。なお、本公開買付けにおいては、前記公開買付規制の趣旨及び金融庁 Q&A に鑑み、買付予定の株券等の数(以下「買付予定数」といいます。)に上限を設定しておらず、また、下限についても設定しておりません。

但し、後記のとおり、対象者の普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債のいずれについても、本公開買付けにおける買付け等の価格は、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であるところ、対象者の普通株式については、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前営業日である平成 25 年 2 月 14 日の対象者株式の株式会社大阪証券取引所 JASDAQ スタンダード(以下「JASDAQ 市場」といいます。)における普通取引終値 41 円に対して 24.39%(小数点以下第三位四捨五入)、平成 25 年 2 月 14 日までの過去 1 ヶ月の普通取引終値の単純平均値 43 円(小数点以下四捨五入)に対して 27.91%(小数点以下第三位四捨五入)、平成 25 年 2 月 14 日までの過去 3 ヶ月の普通取引終値の単純平均値 39 円(小数点以下四捨五入)に対して 20.51%(小数点以下第三位四捨五入)、平成 25 年 2 月 14 日までの過去 6 ヶ月の普通取引終値の単純平均値 36 円(小数点以下四捨五入)に対して 13.89%(小数点以下第三位四捨五入)と大幅にディスカウントした価格(31 円)となること、本新株予約権については、買付け等の価格を 1 円としていること、本新株予約権付社債については、額面金額(15,000,000 円)から 70.7%(小数点以下第二位四捨五入)ディスカウントした価格(4,399,241 円)となることから、公開買付者としては、これらの普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債のいずれについても、本公開買付けに対して多数の応募がなされることは基本的に想定しておらず、また対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。

また、対象者は平成 25 年 2 月 15 日付で「支配株主である株式会社ジー・コミュニケーションによる当社普通株式等に対する公開買付けに関する意見表明についてのお知らせ」を公表しておりますが、対象者によれば、対象者取締役会は本公開買付けに関して対象者の意見を表明するに当たり、本公開買付けの目的(本公開買付けを実施する理由)、手続、買付け等の価格、本公開買付けに関するその他の諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、平成 25 年 2 月 15 日付で、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁 Q&A に鑑み、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式 1 株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的並びに手続及び本公開買付けのその他の諸条件は公正であるものの、本公開買付けにおける買付け等の価格は、前記のとおり、対象者の普通株式については本公開買付けに関する決定前の市場価格からは大幅にディスカウントした価格となること、本新株予約権については買付け等の価格を 1 円としていること、本新株予約権付社債については額面金額から大幅にディスカウントした価格となることから、本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保すべきであり、本公開買付けに対する応募については株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

(2) 上場子会社である対象者に対する本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程

① 対象者及び公開買付者の概要

対象者は、昭和34年11月に設立された、仙台平禄、とりあえず吾平を中心とする多業態の直営及びFC展開事業等を営む会社であり、公開買付者はその発行済株式総数の44.32%を所有する、対象者の親会社です。

一方、公開買付者は、平成6年6月創業、平成9年6月設立のグループホールディングカンパニー・コンサルティング事業を営む会社であり、公開買付者グループは、国内外1,000店舗のネットワークを最大限活用し、主力である外食事業の活性化を図ると同時に、創業の理念である共存共栄の精神で事業に取り組んで参りました。

② 公開買付者グループにおけるスポンサー選定手続の概要

ア スポンサー選定の経緯

平成24年8月31日、公開買付者の発行済株式の約51%を所有し公開買付者の親会社であった株式会社フーズが、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことに加え、その他の公開買付者の主要な株主のうち、発行済株式の約21%を所有していたNISグループ株式会社及び約13.5%を所有していた株式会社C&I Holdingsがいずれも民事再生手続を遂行しており、同じく約4.5%を所有していた株式会社コムネットバンクも清算手続を遂行している状態にあるため、公開買付者の株式の処分如何によって、議決権その他の株主権が適切に行使されない状況となるおそれがありました。さらに、公開買付者及び公開買付者の子会社のうちの数社は、現在、具体的な破綻懸念があるわけではないものの、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼しており、金融債権者においても、公開買付者の株主関係の整理・安定の実現が最大の関心事となっております。

以上の経緯から、公開買付者の株式については、早急にその処理を行う必要があり、またスポンサーが公開買付者の株式の全てを取得して、新たに公開買付者グループの事業経営の主体となり、かつ、公開買付者グループの金融負債についても、早期に整理・正常化が可能であることが必要となっております。

そこで公開買付者は、平成24年11月中旬頃から平成25年1月下旬頃まで、公開買付者グループのスポンサーを選定する入札手続を実施し、神戸物産を含む11社が応札致しました。公開買付者は、各社からの提案内容、特に公開買付者の既存株主からの株式取得価格(その評価の適切性を含む。)、提示されたスキームの適切性に加えて、当該スキームの実現可能性(資金調達の実現性を含む。)を総合的に検討した結果、神戸物産が提示した公開買付者の既存株主からの株式取得価格の優位性・妥当性・資金調達可能性、公開買付者株式の100%取得に関するスキームの適切性・実現可能性に加え、同社の提示した支援のパッケージは、公開買付者グループ全体の金融負債の早期の整理・正常化を図ることについて神戸物産が支援することを内容に含むものであり、金融債権者間の公平性を損なわない形でグループ全体の金融負債・金融環境を早期かつ抜本的に整理・改善できるものであったことや、同社と公開買付者グループとの間において事業上のシナジーが相当程度見込めること等から、神戸物産が公開買付者グループのスポンサーとして最もふさわしく、神戸物産の支援のもとで、公開買付者グループにおける事業の抜本的改革を実行し、また公開買付者グループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図った上で、公開買付者グループの事業を推進していくことが、公開買付者グループの企業価値向上のために必要であり、また最善の策であると考えに至りました。

そこで、公開買付者は、平成25年2月15日、神戸物産との間で、後記イ記載の内容を含む本スポンサー契約を締結致しました。

イ 本スポンサー契約の概要

本スポンサー契約の概要は、以下のとおりです。

- (ア) 公開買付者がその株主関係の整理・安定化を図ること並びに公開買付者グループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図ることを、神戸物産が支援すること
- (イ) 上記(ア)の支援の一貫として、クックイノベンチャーに対し、公開買付者が発行済株式総数に対する所有割合にして68.18%(小数点以下第三位四捨五入)に当たる普通株式を発行し、その後に行われるクックイノベンチャーを株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする現金対価株式交換を通じて、公開買付者がクックイノベンチャーの100%子会社となること(一連の手続を併せて以下「公開買付者100%子会社化手続」といいます。)
- (ウ) 上記(イ)の公開買付者100%子会社化手続の実施に当たり、法令等により必要とされる場合には、公開買付者は、その上場子会社である対象者、株式会社さかい(以下「さかい」といいます。)及び株式会社ジー・ネットワークス(以下「ジー・ネットワークス」といいます。)の株券等に対する公開買付けを行うよう努めることの確認
- (エ) 公開買付者グループ全体の金融負債を金融債権者間の公平性を損なわない形で早期に整理・正常化し、またスポンサーである神戸物産との関係を強化する観点から、公開買付者が、対象者、さかい及びジー・ネットワークスをして神戸物産に対する新株予約権付社債を発行させること

ウ 本スポンサー契約に基づく公開買付者並びに公開買付者の上場子会社である対象者、さかい及びジー・ネットワークスによる本件取引の実施

本スポンサー契約の内容を踏まえ、公開買付者並びに上場子会社である対象者、さかい及びジー・ネットワークスは、以下の手続(これらの手続を併せて以下「本件取引」といいます。)を実施し又は実施する予定です。

(ア) 公開買付者による普通株式の発行

公開買付者100%子会社化手続の一貫として、公開買付者は、平成25年1月31日付で、以下に記載の内容で、公開買付者の普通株式30,531,250株を発行する第三者割当の実施を決定致しました。

発行新株式数 : 30,531,250株
 払込金額の総額 : 30億625円(1株につき98.26円)
 払込期間 : 平成25年2月15日から同月28日

クックイノベンチャーから同年2月14日付で申込みが実施されたことを受け、公開買付者は同月14日付で、クックイノベンチャーに対し、割当ての通知を行いました。クックイノベンチャーから同月15日付で払込みが実施されたことから、公開買付者は、クックイノベンチャーに対して同日付で普通株式30,531,250株を発行致しました。これにより、クックイノベンチャーは公開買付者の普通株式30,531,250株(公開買付者の発行済株式総数44,780,250株に対する所有割合にして68.18%(小数点以下第三位四捨五入))を所有する、公開買付者の親会社となりました。

(イ) 現金対価株式交換

また、同じく公開買付者100%子会社化手続の一貫として、公開買付者は、平成25年2月15日付で、平成25年3月19日を効力発生日とし、クックイノベンチャーを株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする現金対価株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施することとし、クックイノベンチャーとの間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結致しました。なお、本株式交換の対価については、普通株式100株につき、金9,826円の割合をもって金銭(1円未満の端数切り捨て)を交付します。本株式交換の効力が生じると、公開買付者はクックイノベンチャーの

100%子会社となります。

(ウ) 公開買付者による対象者、さかい及びジー・ネットワークスに対する公開買付けの実施

公開買付者は、後記③記載のとおり、公開買付規制の趣旨及び金融庁 Q&A に鑑み、上場子会社である対象者、さかい及びジー・ネットワークスの株券等に対する公開買付けを行うことを決定致しました。各公開買付けの詳細については後記③及び(7)をご参照下さい。

(エ) 対象者及び上場子会社 2 社による新株予約権付社債の発行

さらに、前記イ(エ)に記載のとおり、神戸物産による公開買付者グループ支援の一貫として、公開買付者の上場子会社である対象者、さかい及びジー・ネットワークスは、本スポンサー契約に基づき、平成 25 年 2 月 15 日付で、神戸物産に対してそれぞれの新株予約権付社債を発行する第三者割当の実行を決定し、それぞれ同日付で有価証券届出書を提出致しました。当該新株予約権付社債の発行の詳細については、当該各有価証券届出書並びに対象者、さかい及びジー・ネットワークスがそれぞれ平成 25 年 2 月 15 日付で開示している「第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

対象者の当該第三者割当による当該新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は 34,285,713 株であり、対象者第 54 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 74,364,376 株に対して最大で 46.11% (小数点以下第三位四捨五入) の希薄化が生じる可能性があります。

③ 本公開買付けの実施

ア 本公開買付けを実施する理由

以上のとおり、神戸物産及び公開買付者は、本スポンサー契約において、公開買付者 100%子会社化手続により、クックイノベーションが公開買付者株式の 100%を取得することで合意致しましたが、他方で、前記のとおり、公開買付者は上場会社である対象者の発行済株式の 44.32%を所有するいわゆる持株親会社(ホールディングカンパニー)であることから、公開買付者 100%子会社化手続により、クックイノベーションが公開買付者の株式の過半数を取得することとなる場合には、実質的には対象者の「株券等の買付け等」を行っているものと同視される余地もあるものと考えられます。

そこで、公開買付者は、公開買付規制の趣旨及び金融庁 Q&A に鑑み、公開買付者 100%子会社化手続と併せて、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式 1 株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するため、公開買付者から対象者に対する買付予定数の上限を定めない本公開買付けを実施することと致しました。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数に下限も設定しません。したがって、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

イ 本公開買付けにおける買付け等の価格

(ア) 対象者株式の買付け等の価格

本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付け等の価格は、公開買付規制の趣旨及び金融庁 Q&A に鑑み、公開買付者 100%子会社化手続における公開買付者株式の評価に際して、公開買付者が保有する対象者株式 1 株当たりの評価額とされた金額と同額以上の価額としております。

すなわち、前記のクックイノベーションによる公開買付者の普通株式 1 株当たりの引受価額(1 株当たり 98.26 円)は、神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の

既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき、神戸物産による公開買付者が保有する対象者及び他の上場子会社 2 社の株式の評価額を含めた公開買付者株式の評価額を第三者割当増資前の公開買付者の発行済株式総数で除した金額 98.26 円(以下「公開買付者株式 1 株当たり評価額」といいます。)と同額としております。また、本株式交換における、公開買付者の既存株主が保有する普通株式 1 株に対して交付する対価の額(普通株式 100 株につき金 9,826 円)は、公開買付者株式 1 株当たり評価額と同額としております。なお、公開買付者は、買付け等の価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

神戸物産によれば、公開買付者株式 1 株当たり評価額は、平成 24 年 9 月 30 日時点の公開買付者の資産及び負債の簿価を基準とし、主に次の加減算要素に基づく一定の調整を加えた上で、算定された純資産額を同日時点の発行済株式総数(公開買付者の自己株式の数を除く。)で除して算出しているとのことです。すなわち、神戸物産によれば、固定資産については換価可能性等を踏まえた減額を行い、公開買付者が保有する非上場の関係会社株式については各社の簿価純資産額を基準に評価を修正し、公開買付者が保有する対象者株式については 1 株当たり約 30.6 円(小数点以下第二位四捨五入)、さかいの株式については 1 株当たり約 61.9 円(小数点以下第二位四捨五入)、ジー・ネットワークスの株式については 1 株当たり約 61.4 円(小数点以下第二位四捨五入)と評価しているとのことです。

神戸物産によれば、対象者、さかい及びジー・ネットワークスの株式の評価については、原則として各社の株式の市場価格をその評価の基準とした上で、公開買付者が保有する各株式数の各社発行済株式総数に対する比率の高さ及び市場需給とのバランスを踏まえると、上場株式である対象者、さかい及びジー・ネットワークスの株式については、その処分方法が限定され、また必要となる手続コストや売却機会コストを考慮する必要があること、前記のとおり、公開買付者及び公開買付者の子会社のうちの数社において、現在、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼している状態にあること及び公開買付者が上場子会社 3 社を含む公開買付者の子会社の金融負債について保証を行っていることも踏まえると、公開買付者及び上場子会社 3 社を含む公開買付者の子会社の金融負債全体の一体的な整理・正常化を行う必要があり、それに伴い、処分の時期が限定され、早期処理の必要性があること等の事情を総合的に考慮し、平成 24 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの、JASDAQ 市場又は株式会社東京証券取引所市場第二部における各社株式の終値単純平均の 85%として算定したとのことです。

以上を踏まえ、普通株式の買付け等の価格は 1 株当たり 31 円と致しました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格 31 円は、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前営業日である平成 25 年 2 月 14 日の対象者株式の JASDAQ 市場における普通取引終値 41 円に対して 24.39%(小数点以下第三位四捨五入)、平成 25 年 2 月 14 日までの過去 1 ヶ月の普通取引終値の単純平均値 43 円(小数点以下四捨五入)に対して 27.91%(小数点以下第三位四捨五入)、平成 25 年 2 月 14 日までの過去 3 ヶ月の普通取引終値の単純平均値 39 円(小数点以下四捨五入)に対して 20.51%(小数点以下第三位四捨五入)、平成 25 年 2 月 14 日までの過去 6 ヶ月の普通取引終値の単純平均値 36 円(小数点以下四捨五入)に対して 13.89%(小数点以下第三位四捨五入)のディスカウントをした金額となります。

(イ) 本新株予約権の買付け等の価格

本新株予約権については、対象者の使用人に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、対象者を退職したときに限り権利行使できるとの条件が設けられております。また、本新株予約権の新株予約権

者が、本新株予約権を譲渡(本公開買付けにおける売付けを含みます。)するには、対象者取締役会の承認を要するものとされており。当該条件及び当該譲渡制限により公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれを行行使することができないと解されることから、本新株予約権の買付け等の価格は1個当たり1円と致しました。

(ウ) 本新株予約権付社債の買付け等の価格

本新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける買付け等の価格31円に、額面金額である15,000,000円を、本新株予約権付社債の転換価額である105.7円で除して算出される数値(141911(小数点以下切り捨て))を乗じた金額である4,399,241円(小数点以下切り捨て)を、本新株予約権付社債1個当たりの買付け等の価格と致しました。

④ 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け後の経営方針については、本公開買付け及び公開買付者100%子会社化手続の完了後において、神戸物産とも協議の上、公開買付者グループの再編等も視野に入れた公開買付者グループ事業の抜本的改革を実行し、また、公開買付者グループ各社の既存借入れのリファイナンスを含めた金融負債の早期の整理・正常化を図ることも想定しております。但し、当該方針は、公開買付者100%子会社化手続完了後のビジネス環境、各子会社の意向等の種々の要素を慎重に見極めた上で決定する必要があり、現時点で確定している事実はございません。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、対象者が公開買付者の子会社であることに鑑み、本公開買付けにおける買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下①及び②のような措置を実施しているとのことです。また、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、③に記載のとおり、他の買付者からの買付機会を確保するための措置を講じております。

① 対象者における独立した社外役員による少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者によれば、対象者は、平成25年2月2日に、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び本公開買付けと利害関係のない対象者の社外監査役であり、株式会社大阪証券取引所(以下「大証」といいます。)に独立役員として届出をしている小松正美氏に対し、(a)本公開買付けの目的が公正なものといえるか、(b)本公開買付けの諸条件の公正性は確保されているか、(c)本公開買付けについて、対象者の取締役会が本公開買付けについて中立の立場をとること、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねることを決議することは妥当か、(d)本公開買付けについて中立の立場をとることを含む当該決議をすることは少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかを諮問したとのことです。

対象者によれば、小松氏は、前記諮問事項について、本公開買付けの目的(公開買付者が本公開買付けを実施する理由)、手続、買付け等の価格、その他の本公開買付けの諸条件、本公開買付けを含む本件取引により見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容等、その

他本公開買付けの背景等について説明を受けるとともに、本公開買付けに対して対象者取締役会の行う意見表明等に関する決議について検討を行ったとのことです。

対象者によれば、小松氏は、本件諮問事項について慎重に検討した結果、平成 25 年 2 月 14 日に、対象者に対し、(a)本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁 Q&A に鑑み、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式 1 株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的は公正である、(b)本公開買付けに係る手続は公正であり、本公開買付けのその他の諸条件は公正である、もっとも(c)本公開買付けにおける買付け等の価格については、前記のとおり、対象者株式については平成 25 年 2 月 14 日の JASDAQ 市場における対象者株式の普通取引終値、同日までの過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間、過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値のいずれに対しても大幅にディスカウントを行った金額となること、本新株予約権については買付け等の価格を 1 円としていること、本新株予約権付社債については額面金額から大幅にディスカウントした価格となることから、対象者として本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、対象者において本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保すべきであり、本公開買付けに対する応募は株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねるべきである、(d)対象者のプレスリリースを含む本公開買付けに関する各開示書類において、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁 Q&A に鑑み、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式 1 株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであること並びに本公開買付けを含む本件取引の全体像を明らかにすることにより、少数株主の利益に配慮しようとしていること等、本公開買付け及び本公開買付けに対する対象者取締役会の行う意見表明等においては、公正な手続・開示を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされていることも踏まえると、本公開買付けについて中立の立場をとることを含む前記決議をすることは少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるとする意見書を提出したとのことです。

② 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者取締役会は本公開買付けに関して対象者の意見を表明するに当たり、本公開買付けの目的(本公開買付けを実施する理由)、手続、買付け等の価格、本公開買付けに関するその他の諸条件について、慎重に協議及び検討を行った結果、平成 25 年 2 月 15 日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(取締役 6 名中、出席取締役 3 名)の全員一致により、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁 Q&A に鑑み、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式 1 株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的並びに手続及び本公開買付けのその他の諸条件は公正であるものの、本公開買付けにおける買付け等の価格は、対象者の普通株式については本公開買付けに関する決定前の市場価格からは大幅にディスカウントした価格となること、本新株予約権については買付け等の価格を 1 円としていること、本新株予約権付社債については額面金額から大幅にディスカウントした価格となることから、本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産

による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、対象者において本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者によれば、対象者の取締役のうち公開買付者の代表取締役を兼任している杉本英雄氏並びに取締役を兼任している川上一郎氏及び稲角好宣氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加していないとのことです。

対象者によれば、当該取締役会に出席した監査役(監査役3名中、出席監査役2名)は、いずれも対象者の取締役会が「本公開買付けについて中立の立場をとること、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねる」旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、対象者の監査役のうち、公開買付者の監査役を兼務している佐藤加代子氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、当該取締役会の審議に参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

③ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者と対象者は、対抗買付者が出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、現在、JASDAQ 市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、大証の定める上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。なお、上場廃止後は、対象者株式を JASDAQ 市場において取引することができなくなります。但し、前記のとおり、本公開買付けは、公開買付規制の趣旨及び金融庁 Q&A に鑑み、対象者の株主の皆様に対して、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行うものであり、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。

(5) 対象者の株券等の追加取得の有無

公開買付者は、今後、神戸物産との間で、対象者の株券等の保有状況も含め、公開買付者グループ全体の在り方について検討していくことを想定しておりますが、本公開買付けの後、対象者の株券等をさらに取得する予定はありません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

(7) その他

本公開買付けは、前記のとおり公開買付規制の趣旨及び金融庁 Q&A に鑑み、公開買付者100%子会社化手続と併せて行うものであることから、公開買付者は、本公開買付けの開始と同時に、現在公開買付者の他の上場子会社であるさかい及びジー・ネットワークスの発行

する普通株式についても、買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を平成 25 年 2 月 18 日から同年 3 月 15 日までの 20 営業日とする公開買付けを、それぞれ実施することと致しました。各公開買付けの詳細については、本公開買付けの開始日に公開買付者が提出する、さかい及びジー・ネットワークスの普通株式に対する各公開買付届出書に記載のとおりです。

4. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ① 商号 | 株式会社ジー・テイスト |
| ② 本店所在地 | 仙台市宮城野区榴岡二丁目 2 番 10 号 |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 稲吉 史泰 |

(2) 買付け等の期間

- ① 届出当初の期間
平成 25 年 2 月 18 日(月曜日)から平成 25 年 3 月 15 日(金曜日)まで(20 営業日)
- ② 公開買付開始公告日
平成 25 年 2 月 18 日(月曜日)
- ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性
法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 25 年 4 月 1 日(月曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 普通株式 | 1 株につき金 31 円 |
| ② 新株予約権 | 1 個につき金 1 円 |
| ③ 新株予約権付社債 | 1 個につき金 4,399,241 円 |

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
44,532,403(株)	-(株)	-(株)

(注 1)本公開買付けでは、法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2)单元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。)に従って株主による单元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3)買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である 44,532,403 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第 54 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数(74,364,376 株)に、対象者が平成 24 年 6 月 28 日に提出した第 53 期有価証券報告書に記載された本新株予約権の行使により発行される可能性のある平成 24 年 3 月 31 日時点の対象者株式の最大数(7,500 株。対象者によれば、その後平成 24 年 12 月 31 日までの間に当該数に変動はないとのことです。)及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発

行される可能性のある対象者株式の最大数(3,122,043株。対象者によります。なお、対象者によれば、平成24年12月31日における本新株予約権付社債に付された新株予約権の数は、対象者が平成24年6月28日に提出した第53期有価証券報告書に記載された23個から、22個に減少しているとのことです。)を加えた数から、対象者が平成25年2月14日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数(1,499株)、公開買付者が所有する届出日現在の対象者の普通株式数(32,960,017株)を控除した株式数(44,532,403株)になります。

(注4)対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注5)公開買付期間末日までに本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

(5) 買付代金

1,380,272,012円

(注)買付代金は、本公開買付けにおける各株券等に係る買付代金(各株式等の数(普通株式41,402,860株、本新株予約権50個、本新株予約権付社債22個)に買付け等の価格(普通株式1株当たり31円、本新株予約権1個当たり1円、本新株予約権付社債1個当たり4,399,241円)を乗じた金額)の合計額を記載しております。

(6) 応募及び契約の解除の方法

(a) 応募の方法

- ① 公開買付代理人
アルバース証券株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号
- ② 公開買付代理人の本店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募して下さい。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ③ 株券等の応募の受付に当たっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募を予定する株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。
- ④ 応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意下さい。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。(注1)(注2)
- ⑤ 本新株予約権の応募の受付に当たっては、「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」、「新株予約権原簿の記載事項に関する証明書」及び「新株予約権名義書換請求書」をご提出下さい。
- ⑥ 本新株予約権付社債の応募の受付に当たっては、「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権付社債権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」、「新株予約権付社債原簿の記載事項に関する証明書」及び「新株予約権付社債名義書換請求書」をご提出下さい。
- ⑦ 外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、

日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい。(常任代理人より、外国人株主の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。)

- ⑧ 個人株主の場合、買い付けられた対象者株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)
- ⑨ 応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。
- ⑩ 応募株券等の全部の買付けが行われなかった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります(法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当る担当者」についても本人確認書類が必要になります。)。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

- 個人 : 印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等
本人特定事項 ①氏名、②住所、③生年月日
- 法人 : 登記簿謄本、官公庁から発行された書類等
本人特定事項 ①名称、②本店又は主たる事務所の所在地
- 外国人株主 : 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限ります。)

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されません。なお、税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(b) 契約の解除の方法

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

アルバース証券株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号

(c) 株券等の返還方法

上記「(b) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「(7) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(d) 株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

アルバース証券株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号

(7) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
アルバース証券株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号
- ② 決済の開始日
平成25年3月21日(木曜日)
(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成25年4月4日(木曜日)となります。
- ③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。
買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します(送金手数料がかかる場合があります。)
- ④ 株券等の返還方法
後記「(8) その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けないこととなった場合には、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。応募株券については、応募が行われた時の応募株主等の振替口座における記録の状態に戻します。(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替る場合は、その旨を指示して下さい。)新株予約権及び新株予約権付社債については、その応募に際して提出された書類(前記の「(6) 応募及び契約の解除の方法」の「(a) 応募の方法」⑤及び⑥に記載した書類)を応募株主等の住所(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)への郵送により返還します。

(8) その他買付け等の条件及び方法

- ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容
買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法
令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。
撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。
- ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げが行われた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「(6) 応募及び契約の解除の方法」の「(b) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(7) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(注 1) 本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、株式会社ジー・コミュニケーションをいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ジー・テイストをいいます。

(注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)をいいます。

- (注 6)本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 7)本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注 8)本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 9)本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 10)本書中の「株券等」とは、株式等についての権利を指します。